

飯塚市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第24条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月4日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊
飯塚市監査委員 吉田 健 一

- 1 措置を講じた部署 経済部公営競技事業所、商工観光課、農林振興課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

公営競技事業所【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 備品管理について</p> <p>平成30年度定期監査において、備品管理に不備があり、措置の状況について「今後備品台帳と照合を行い適切な管理に努める」との回答を受けていた。</p> <p>今回、備品について抽出し確認を行ったところ、備品シールの貼付がなされていないもの、廃棄済みのため現在は存在しないもの、台帳に記載されているにもかかわらず、所在不明の備品が確認された。</p> <p>早急に備品と台帳の照合を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。</p>	<p>備品シールが貼付されていなかった又は備品シールに記載された文字が見えなくなっていた備品については、改めて備品シールを貼付した。</p> <p>所在が確認できなかった備品については、その後の照合により所在が判明した。</p> <p>今後、台帳に記載された備品(2381個)の所在を明らかにし、適切な備品管理に努める。</p>
<p>2 飯塚市小型自動車競走補償事務委託について</p> <p>飯塚市小型自動車競走補償事務委託において、選手災害補償費の支給事務を委託しているが、毎月業務完了後に委託先から提出される業務委託完成届の書類を確認したところ、以下のとおり履行確認が不十分であった。</p> <p>① 同一人の同じ1件の療養費に対し、令和元年11月及び令和2年4月に重複して請求され委託費を支給しているものがあつた。業務委託完成届の際に、委託先から支弁必要経費額の通知とともに関係資料として、選手災害補償費支給申請書、療養費の請求書または領収書が添付されている。重複していたものについては、令和元年11月は処方料の領収書、令和2年4月は処方した薬店のポイント明細書が添付されていた。</p> <p>② 令和3年2月28日付で提出された業務委託完成届の書類を確認したところ、令和3年3月4日及び12日分の療養費が含まれているものがあつた。</p> <p>重複して支払った委託料について、早急に、委託先へ返還を求めるとともに、今後は、履行確認を適切に行うこと。</p>	<p>重複して支払った委託料については、委託先に連絡を取り、返還する旨の文書を徴取し、令和4年1月31日に調定を行った。</p> <p>また、令和3年5月以降の委託料については、履行確認の適正化のためにチェックリストを作成し運用している。</p>
<p>3 西日本選手共済会交付金について</p> <p>公営競技事業所においては、一般社団法人全日本オートレース選手会西日本支部（以下「共済会」という。）に対し、毎年度交付金を交付している。その事業内容は、会員への貸付事業、福利厚生事業及び退職記念品料とされ、福利厚生事業の充実等を目的とし、予算の執行にあたり、共済会からは、要望書、予算書が提出されている。</p> <p>提出された予算書を確認したところ、実施事業である貸付事業にかかる回収金の歳入費目は計上されていなかった。</p>	<p>規約及び決算書を徴取し、予算書に計上された貸付事業は現在利用者がおらず、規約において返済条件(回収金)を理事会で決定することとしているため、予算書に回収金の歳入費目が計上されていなかったことを確認した。また、決算書において、交付金が適正に使用されたことを確認した。</p> <p>令和3年度の交付金の支出にあたって、要望書及び予算書に加えて、事業計</p>

<p>また、決算書及び活動報告書等の事業実施に係る報告書類が提出されていないため、事業の実施状況、交付金の使途が確認できず、提出された資料では、その交付金の効果が測定できない状況となっている。</p> <p>今後、事業実施にかかる資料の提出を求め、交付金の使途について毎年度確認を徹底するとともに、その金額の妥当性について検討すること。</p>	<p>画書を徴取した。今後、年度末に決算書及び事業計画書に記載された事業の実施報告書等の提出を求め、交付金の使途の確認を徹底する。</p>
<p>4 飯塚市小型自動車競走実施事務委託料の設計について（局長指摘事項）</p> <p>飯塚市小型自動車競走実施事務委託料の積算において、減価償却費相当額を含んでいるが、その内容を確認したところ、積算根拠についての詳細な資料がなく、金額の妥当性について判断ができない状況であった。</p> <p>今後、積算根拠について明確な資料を揃え、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>委託料に計上された減価償却費の積算根拠となる資料を徴取し、金額の妥当性を確認した。</p> <p>今後は、提出された資料を基に作成した償却資産一覧表により、適切な事務処理を行う。</p>
<p>5 各所改修工事の発注について</p> <p>競走場選手シャワー室等空調工事（1,155,000円）及び競走場6番選手ロッカー空調設備工事（1,298,000円）については、見積の日付、見積りを徴取した業者、契約日、工事期間等が同一となっており、経済性及び効率性を考慮すれば一括にての発注が可能であったものと思料されるため、適切な価格で執行されたか疑義が生じる。</p> <p>今後、工事の発注については、適切な工事計画のもと、経済性、効率性を考慮し実施すること。</p>	<p>緊急性の高い工事については計画を立てることが困難な場合もあるが、今後は、できるだけ経済性及び効率性を考慮した工事計画を策定して発注を行う。</p>

商工観光課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 備品管理について</p> <p>平成30年度定期監査において、備品管理に不備があり、措置の状況について「今後定期的に備品の確認及び台帳との照合作業を実施し、適切な備品管理を行う」との回答を受けていた。</p> <p>今回、備品について抽出し確認を行ったところ、備品シールの貼付がなされていないもの、台帳に記載されている備品と照合できないものが確認された。</p> <p>早急に備品と台帳の照合を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。</p>	<p>1月12日に備品台帳との照合により現物の確認を行い台帳の整理を行うとともに、備品シールの貼付がなされていないものは、貼付を実施した。</p> <p>今後は定期的に照合作業を行い、適切な備品管理を行うよう徹底する。</p>
<p>2 補助金について</p> <p>(1) 概算払いについて</p> <p>飯塚市会計規則第56条第1項によれば、「概算払いを受けた者は、概算払に係る経費の額が確定したときは、別に定める精算書により精算し、</p>	<p>(1) 概算払いについて</p> <p>会計課の未審査の精算手続きについては、12月24日に会計課に送付し、審査を受けた。今後は会計規則及び会計マ</p>

(略)。)、第5項によれば、「第1項の規定による精算の報告を受けたときは、これを精査の上、会計管理者に提出しなければならない。」旨の規定がされている。

また、その精算手続きは、会計マニュアル53ページにおいて、「額の確定後、支出額及び戻入額がないとき」は、「額の確定通知の送付後において、額の確定通知の決裁に審査欄を設け会計課に送付することによる審査」を受けることで、精算の確定をするものとしている。

平成30年度定期監査において、補助金5件の概算払いにかかる精算手続きに不備があり、措置の状況について「今後、会計マニュアルを遵守し、適切な事務処理を行う」との回答を受けていた。

しかしながら、筑豊地区中小企業団体連合会補助金については、令和2年度分の額の確定通知が会計課へ送付されておらず、審査が行われていなかった。

早急に会計課へ送付し審査を受けるとともに、今後は会計規則及び会計マニュアルを遵守し、適切な事務処理を行うよう是正すること。

(2) 補助金交付審査について

飯塚市労働者福祉事業費補助金の交付において、同交付要綱第7条によれば、「実績報告書の提出があったときは、その内容を審査する」旨の規定がされているが、令和2年度実績報告書に添付されている、飯塚労働会館運営協議会収支精算書と労働会館会議室実績報告書を確認したところ、和室使用料金収入額の記載誤りのため、収支精算書の歳入決算額及び次年度繰越額に誤りが生じていたにもかかわらず、補助金の額を確定させていた。

また、執行していない設備費を次年度繰越額として収支精算書に計上していたが、次年度繰越額が補助金額を上回っており、本来であれば、補助金額を減額した実績報告書の再提出を求め、交付決定をすべきであったと思料する。

補助金審査が適正に行われたか疑義が生じることから、今後は適正な事務処理を行うこと。

マニュアルを遵守し、適切な事務処理を行うよう職員への指導を行った。

(2) 補助金交付審査について

労働会館の和室使用料金収入額の記載については、12月24日に労働会館運営協議会に確認を行い、1月20日に誤りを正し改善を行った。

また、次年度繰越額が補助金額を上回っている件については、次年度以降、同交付要綱第7条の規定を遵守し、補助金審査をする際は内容を精査し、適正な事務処理を行った上で補助金額を決定するよう徹底する。

3 郵券の管理について

郵券管理について、使用済み封筒に切手在庫表を貼付し管理しており、使用枚数と残枚数の記載はされているものの、使用する際に使用者のみが押印をしており、管理監督者の押印欄がなく管理確認がなされていなかった。

また、82円切手については、切手在庫表に記載された残枚数に比べ実残枚数が多く、管理が適切になされていなかった。

郵券は金券であることから管理の重要性を認識し、早急に郵券管理簿の整備を行い、使用の都度、残枚数の確認を管理監督者で行うよう是正すること。

12月24日に郵券管理簿の様式を整備し、管理監督者が残枚数の確認を行えるよう改善した。

今後は、郵券は金券であることの重要性を改めて認識し、使用の都度、残枚数の確認を管理監督者が行うよう徹底する。

<p>4 文書管理について</p> <p>飯塚市文書管理規程第 21 条第 2 項第 2 号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次に掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関する事項、回覧の種別(供覧又は決裁の別)及び決裁欄の設定(合議欄を含む。)」と規定されているが、情報公開区分の記入がされていない文書が散見された。</p> <p>その中には、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 号に規定されている「特定の個人が識別され得る情報」に該当するものがあり、非公開とすべき文書が含まれているため、今後は適切な文書管理を行うこと。</p> <p>また、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 号に該当する文書において、公開区分を非公開とすべきものを公開としていたため、早急に是正すること。</p>	<p>情報公開区分の記入がなされていない文書及び情報公開区分が誤っていた文書については、12 月 24 日に記入及び修正し、是正を行った。</p> <p>今後は、飯塚市文書管理規程及び飯塚市情報公開条例に則り、適切な文書管理を行う。</p>
<p>5 各所観光施設等の管理委託について</p> <p>八木山地内の各所観光施設（溪流公園他 3 箇所）管理委託については、維持管理及び草刈りを含む清掃作業、定期見回り等を業務内容として、委託契約を行っている。</p> <p>受注者から提出された完了報告書には、草刈りの業務記録写真の添付のみで、その他の業務に関する写真の提出はされていなかったが、担当者が現場において履行確認を行っており、「契約書及び仕様書のとおり適正に履行されていた」として、業務の完了を認めていた。</p> <p>契約書及び仕様書によれば、作業前及び作業後の写真を提出することとしているが、写真を提出する業務が明記されておらず、施設の維持管理や定期見回りのような写真では履行の確認がとれない業務については、担当者の現地確認もしくは業務日誌の提出等、各業務の履行確認について明確化すべきであると思料する。</p> <p>今後は、契約書及び仕様書を改め、履行確認方法を明確化すること。</p>	<p>委託業務の履行確認については、写真及び現場での確認を行っているが、定期見回り等、履行確認が難しい業務については、今後、当該仕様書を改め、業務日誌の提出を求めるなど、履行確認方法を明確化し改善を行う。</p>

農林振興課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱について</p> <p>飯塚市農業振興事業補助金等の交付については、飯塚市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び飯塚市農業振興補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付されるものであるが、次のような問題点が確認された。</p> <p>(1) 交付要件について</p>	<p>(1) 指摘のあった交付要件については、市の単独事業の補助金対象経費を明確に審査できるよう、3 月末までに補助要綱の改正を行う。</p> <p>また、今後は飯塚市補助金等交付規則及び要綱を遵守し、適切な補助金交付の</p>

<p>交付規則においては、交付申請時において交付を受けようとする補助金の算出の基礎を記載した申請書を提出すること、また実績報告時において補助金等に係る経費の収支を明らかにした書類を添付する旨規定されている。</p> <p>市の単独補助事業にかかる補助金の交付手続きについて確認したところ、補助対象者から提出された申請書、実績報告書等において、補助対象経費が具体的に記載されておらず、算出基礎が不明確で、提出された資料にてその補助金額の妥当性及びその目的が達成されているか判断ができないものが見受けられた。</p> <p>これらは、要綱別表の「補助対象経費」が具体性に乏しく、どのようにでも判断できる記述となっていることから、具体的な経費の積み上げ等が行われないまま、補助金の交付手続きが進められている状況が生じていると判断される。</p> <p>(2) 規定の適用について</p> <p>要綱第4条によれば「国又は福岡県が定める採択基準による補助金等の交付を受けようとする者は、国又は福岡県が定める条件を満たさなければならない。」と規定されているが、この規定を根拠とし、農業用廃プラスチック等処理補助金及び農業振興対策補助金等の市の単独事業における申請手続きの際に、補助対象者に対し交付決定前事前着手届の提出を求めているものが見受けられた。</p> <p>しかしながら、要綱第4条は、国や県を原資とする補助金の交付条件を定めたものであり、市の単独事業による補助金にかかる手続きの根拠とはできないものであると思料する。</p> <p>また、補助事業の実施については、飯塚市補助金交付規則において原則、申請主義が採られているため、交付決定前の事業着手は相当な事由がある場合にのみ限られるものであり、交付決定前に事前着手届を求めるのであれば、それを承認する仕組みを整備する必要がある。</p> <p>上記の問題点については、補助金の申請内容を交付規則に従って具体的なものとし、かつ交付実績についてもその補助効果が達成できたのか確認調査を行うことができるように改善する必要があることから、早急に要綱の内容を整理し、市の単独事業分については、補助金の妥当性、補助金執行にかかる事務処理の透明性を確保できるよう、基準を明確にすること。</p> <p>なお、市の単独補助金については、国や県からの補助金を原資としたものと区分できるよう、要綱の整備について、今後検討されたい。</p>	<p>事務処理を行うこととする。</p> <p>(2) 指摘のあった規定の適用については、市の単独事業と国や県の補助事業の区分が明確に分かるように、3月末までにそれぞれの要綱の整備を行う。</p> <p>また、今後は飯塚市補助金等交付規則及びそれぞれの要綱を遵守し、適切な補助金交付の事務処理を行うこととする。</p>
<p>2 飯塚市農業再生協議会にかかる支払手続きについて</p> <p>準公金として取扱う飯塚市農業再生協議会に係る</p>	<p>指摘のあった一部の出金伝票におい</p>

<p>支払手続きについては、作成した出金伝票の裏面に支出の証拠となる領収証を添付して処理している。</p> <p>しかしながら、一部の出金伝票において、記載された金額と裏面に添付された領収証の金額が相違したものが確認された。</p> <p>内容を確認したところ、過去に誤って支出した経費について調整を行っていたものであることが判明したが、支払い過誤の調整をする場合は、市の手続きに準じ更正伝票を作成するなど、安易な事務処理は避けること。</p>	<p>て、記載された金額と裏面に添付された領収証金額の相違については、適正な事務処理を行うため、指摘内容について係内での共有を行うとともに、令和4年1月24日に職員間で研修を実施した。</p> <p>今後、会計マニュアルを遵守し、適切な事務処理を行うこととする。</p>
<p>3 補助金等の交付手続きについて</p> <p>補助金の交付手続きに係る書類において、実績報告書の提出が指定した期限を過ぎていたもの、提出する必要のない履行報告書が提出されていたもの、実績報告書の提出日が事業完了日前となっていたものなど、補助対象者から提出された書類が規定に基づいていないもの、軽微な誤り等が見受けられた。</p> <p>また、補助金の交付手続きにおいても、概算払の精算について補助金額の確定通知送付後に会計課の審査を受けていなかったもの、年度を越えて補助金の確定審査を行ったもの、暴力団排除に関する規定が要綱にあるものの調査を行っていなかったものなど、事務処理における不適切なものが散見された。</p> <p>補助金等の交付手続きに当たっては、根拠となる規定及び交付手続きの流れを把握し、補助対象者に対して適切な説明を行うとともに、提出資料の確認を徹底し、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>補助金の書類審査については、補助金毎のチェック表を作成し、適正な審査体制を構築した。</p> <p>暴力団員該当の有無の照会については、令和4年1月7日付で防災安全課を通じて飯塚警察署へ照会を行い、令和4年1月24日に該当なしとの回答あり。</p>
<p>4 備品の管理について</p> <p>備品について抽出確認したところ、廃棄した備品が台帳に登録されたままとなっているもの、備品シールの貼付がなされていないもの、備品の所在場所が不明であるものが確認された。</p> <p>また、鳥獣捕獲器等の市内各所に必要に応じて設置する備品について、所在場所の特定ができないものがあった。</p> <p>鳥獣捕獲器等の使用状況にかかる管理簿を作成し、所在場所を随時把握できるよう管理体制を整備するとともに、台帳との照合作業を実施し、今後、適切な備品管理を行うこと。</p> <p>また、農林振興課においては、担当する任意団体の補助金により購入した備品を、農林振興課及び各支所にて使用しているものが見受けられることから、備品の所属が明確となるよう原資とした団体名のシールを貼付するなど市の備品と区別し管理を行うこと。</p>	<p>廃棄済みの備品については、廃棄処理を実施し、備品シール未貼付の備品には備品シールを貼付した。</p> <p>なお、鳥獣捕獲器等については、出沒事案に応じて野外において備品を使用することから、同様に野外で使用する頻度の高い林務関係備品と合わせて新たに使用管理簿を作成し、適切な備品管理のための管理体制を構築した。</p> <p>市の備品と任意団体の補助金により購入した備品の区別については、任意団体の補助金毎に管理用のシールを作成し、備品へ貼付し、その管理体制の見直しを行った。</p> <p>また、今後定期的に備品の確認及び台帳と使用管理簿の照合作業を実施し、適切な備品管理を行うこととする。</p>